

○厚生労働省告示第百五十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項の規定する予定利率及び予定死亡率（平成二十六年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八六を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。</p> <p>一 平成二十九年度 年率一・四六パーセント(当該年率に〇・八以上一・二以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、当該基金の代議員会において議決した場合には、当該乗じて得た年率)</p> <p>二 平成三十年年度 年率一・二四パーセント(当該年率に〇・八以上一・二以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、当該基金の代議員会において議決した場合にあつては、当該乗じて得た年率)</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八六を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。</p> <p>一 平成二十八年度 年率一・七六パーセント(当該年率に〇・八以上一・二以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、当該基金の代議員会において議決した場合には、当該乗じて得た年率)</p> <p>二 平成二十九年度 年率一・四六パーセント(当該年率に〇・八以上一・二以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、当該基金の代議員会において議決した場合にあつては、当該乗じて得た年率)</p>